1 地域支援関係機関情報資料

機関名	役割・サービス内容
専門医療機関	■NICU(新生児集中治療室)を有する医療機関等
	○主に本人の疾病・障がいの状況の診断、治療方針の決定・予後に
	関する情報
	○在宅療養に向けた準備(在宅医療機器・必要物品の調達、福祉サ
	ービス等の紹介等)
	○退院処方・紹介状(診療提供情報)・サマリー・訪問看護指示書
	等の作成
	○退院前カンファレンス開催
	○定期的な健康管理・身体観察 (入院・退院)
	○体調変化等緊急時の対応
	○症状・治療に関する相談の実施
	○地域関係機関への医療面の情報提供
	○栄養面の指導
	○保護者の精神面へのケアの実施
地域医療機関	■地域の公立・私立病院や診療所
	○本人の病状、医療的措置、家族状況の確認
	○予防接種実施
	○他の家族の健康面への相談・助言
訪問看護事業所	■看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問指導
	を実施する事業所
	○本人の病状、医療的処置、家族状況の確認
	○危機のメンテナンス状況の確認と指導
	○看護技術の提供
	○リハビリの実施
	○他の家族の健康面への相談・助言
	○緊急時・災害時の対応方法の確認
保健所 	■児童福祉法に基づき、保健師や専門職(医師や理学療法士等)
	による身体障がい児及び疾病により長期にわたり療養を必要と
	する児の療養生活に関わる相談・支援を実施する公的な保健機
	関
	○在宅での関係機関連携のコーディネート
	○地域医療機関受診・訪問看護利用調整
	○本人の病状、医療的措置、家族状況の確認

	○他の家族の健康面への相談・助言、保護者の精神面のケアの実施
	○災害時の対応の手引きの作成
	■地域保健法第4条に定められた地域保健対策の推進に関する基
	本的な指針に基づき、地域保健に関する広域的・専門的かつ技
	術的業務を推進する。市町村・関係機関等との連携を図りなが
	ら精神神保健、難病対策、エイズ対策等の保健サービスを実施。
	■健康危機管理の拠点として、地域における健康危機管理体制を
	構築する。
保健センター	■乳幼児期までの児に対して、保健指導、健康診査、母子健康手
	帳の交付、妊産婦や未熟児の訪問指導等母子保健法に基づく母
	子保健サービスの提供や予防接種を実施
	■地域保健法に基づき、住民に対し、健康相談、保健指導及び健
	康診査その他地域保健に関し必要な事業を実施
府障がい者自立相談	■地域支援課:障がい者の相談支援に関する広域的・専門的助言
支援センター	及び人材育成を通じて障がい者ケアマネジメントを総合的に推
	進し、地域生活を支援、また身体障がい者手帳及び療育手帳の
	発行を行う。
	■身体障がい者支援課(身体障がい者更生相談所):身体障がい者
	の補装具や自立支援医療(更生医療)の判定及び専門的相談・
	助言を行い、巡回相談の場などに理学療法士、作業療法士を派
	遣、または高次脳機能障がいについての相談対応を実施。
	■知的障がい者支援課(知的障がい者更生相談所):知的障がいの
	判定及び専門的相談・助言を行い、また発達障がいを伴う知的
	障がいのある方の相談対応を実施。
市町村障がい福祉	■障がい福祉サービスに係る自立支援給付の支給決定等(介護給
	付・訓練等給付・自立支援医療・補装具)
	■地域生活支援事業の実施(相談支援・成年後見制度利用支援・
	コミュニケーション支援・日常生活用具・移動支援・地域活動
	支援センター・福祉ホーム等)
	■重度障がい者訪問看護利用料の助成
	■障がい者手帳の交付申請窓口(身体障害者手帳・療育手帳・精
	神障がい者保健手帳)
	■手当等申請窓□(障がい者扶養共済制度・特別障がい者手当・
	障がい児福祉手当・重度障がい者介護手当等)
相談支援事業所	(計画相談支援)
(特定・障がい児)	■市町村が指定する特定相談支援事業所が実施する「サービス利

用支援」と「継続サービス利用支援」(サービス等利用計画の作成及びモニタリング)

(障がい児相談支援)

■児童福祉法に基づき、市町村が指定する障がい児相談支援事業 所が実施する「障がい児支援利用援助」と「継続障がい児支援 利用援助」(障がい児支援利用計画の作成及びモニタリング)

基幹相談支援センタ

- ■地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)の実施や地域の相談支援体制の強化の取組等を行う。
 - ○地域の実情に応じて、支援困難事例への対応や人材育成、虐待防止に係る支援、地域の関係機関のネットワークづくり等を行う。 ※単独市町村又は複数市町村による設置、直営または委託による 設置

障がい福祉サービス 事業所等

(居宅介護)

■入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護 (ホームヘルプ)

(重度訪問介護)

- ■重度の肢体不自由の方に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護 (短期入所)
- ■介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に入 浴、排せつ、食事の介護サービス等を提供

(生活介護)

■常時介護が必要な障がいがある方に、入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供

(療養介護)

■医療及び常時介護を必要とする障がいのある方に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行う。

(共同生活介護:ケアホーム)

■共同生活を営む住居に入居している障がいのある方に、主として夜間に、入浴、排せつ、又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他関係機関との連絡など日常生活上の支援を行う。

(登録喀痰吸引事業所)
■業として喀痰吸引等を実施する登録特定行為事業者
■児童福祉法に基づき、18歳未満の児童に関する相談(養護相
談、虐待相談、里親相談、非行相談、障がい相談、育成相談)
○障がい相談は、障がい児入所施設への入所相談、療育手帳の判定、
その他障がい児に関する相談
■青少年に関する相談
(大阪府子ども家庭センターでは、概ね25歳まで)
■子育てに関する事業の実施や手当の支給に関する窓口
○発達・児童家庭相談
○育児支援に関する事業の紹介
○各種手当(特別児童扶養手当等)の紹介・申請受理
(児童発達支援)
■日常生活における基本的な動作の指導、知的機能の付与、集団
生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
(医療型児童発達支援)
■肢体不自由のある障がい児に、児童発達支援及び治療を行う。
(放課後等デイサービス)
■就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休みの休業日に、生
活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他
必要な支援を行う。
(保育所等訪問支援)
■保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、障がい児以外
の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要
な支援を行う。
(福祉型障がい児入所施設)
■施設に入所する障がい児に、発達支援、日常生活の指導及び独
立自活に必要な知識技能の付与を行う。
(医療型障がい児入所支援)
■施設に入所する知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい
 児に、発達支援、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技
能の付与及び治療を行う。
(短期入所)
■介護する方の病気など緊急時やレスパイトが必要な時に日常生
活・介護支援(食事・入浴・排泄など)を行う。

通園施設

(保育所・幼稚園)

- ■保育所:厚生労働省所管の児童福祉施設、何らかの理由によって保育に欠ける児童を預かり保育することを目的とする通所の施設。〇歳から小学校入学前までの乳幼児を対象として保育を行う。
- ■幼稚園:文部科学省幼児教育課の所管学校で、大学・大学院までの教育体系の中の一環として組み込まれており、満3歳から小学校就学までの幼児を保育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。
 - ○集団での遊び、他児との交流
 - ○登園時の医療的ケアの実施
 - ○巡回相談(発達)の実施
 - ○介助員等の配置
 - ○就学相談

教育機関

(初等教育、中等教 育、高等教育)

【市町村教育委員会】 【府教育委員会】

- ■小中学校の支援学級は市町村教育委員会、支援学校は府教育委員会が管轄
 - ○就学相談、学校見学会の実施
 - ○特別支援教育情報提供、相談
 - ○個別の教育支援計画の作成
 - ○教育相談の実施